

政策体系	政策No.	1	政策名	快適で魅力あるまちづくり			施策主管課		建設政策課	
	施策No.	1	施策名	生活基盤の充実			重点施策	○	施策主管課長名	川東 千尋
施策関係課名	企画政策課、林務水産課、商工振興課、建設施設管理課、土木課、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課、水道部管理課、水道部水道課									
1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針										
生活基盤をより充実させるため、各地域の特性を活かした土地利用による住宅供給や景観整備を行い、美しい街並みを形成するとともに、良質な水の安定供給に努める。また、賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を進めるため、国・県と連携を図り、市民、事業所、行政が相互に連携して計画を進める。										
2 施策の目的と成果把握										
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市域、市民								
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
A	市域面積	km <sup>2</sup>	見込み値	603.68	603.68	603.68	603.68	603.68	603.68	
			実績値	603.68						
B	人口	人	見込み値	129,098	128,362	128,861	129,360	129,679	130,000	
			実績値	127,475						
C			見込み値							
			実績値							
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		住みやすいまちになる ※「住みやすい」とは、 ・安全安心で快適である。(例)美しい街なみ。おいしい水等。								
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)								
		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
A	ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	%	成り行き値	52.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	
			目標値	58.0	71.2	71.2	71.2	71.2	71.2	
			実績値	72.2						
			達成率	124%						
			結果	◎						
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方								
A ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査		「ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると71.2%と高い水準となっていますが、「無秩序な開発が進んでいると感じる」市民の割合や、「中心市街地が活性化していないと感じる」市民の割合が増加し、成果指標の低下が懸念されることから、地域の特性に応じた生活基盤の整備を図ることにより、現状維持に努める。								
		B								
		C								
		D								
		E								

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- 市営住宅の老朽化に伴い、より一層長寿命化対策に取り組むとともに、民間の木造住宅の耐震化及びアスベスト対策を推進することで、良好な住環境の整備を図る必要がある。
- 狭い道路の改善を図り、良好な市街地環境の確保に資する必要がある。
- 水道施設は、老朽化による機能低下が懸念されていることから、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を構築する必要がある。
- 土地利用については、適正な用途地域指定を行うことにより、引き続き秩序ある市街地整備の促進を図る必要がある。また、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図る必要がある。
- 中心市街地を活性化させていくため、各地域の持つ特性を十分に考慮し、商店街・事業所周辺において、賑わいや活力ある街並み整備に取り組む必要がある。
- 公園緑地の整備については、「緑の基本計画」に基づき、拡充を図る必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域にあった土地利用計画により、適正な開発や規制を行い、住みやすいまちづくりを誘導する。</li> <li>■霧島市の持つ自然景観の保全や景観整備に取り組み、景観に配慮したまちづくりの推進について、市民に対して周知し、誘導する。</li> <li>■中心市街地活性化のための施策や周辺整備に取り組む。</li> <li>■地域と一体となって、バリアフリーのまちづくりに取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活に必要なライフライン(水道、電気、ガス、通信など)を提供する事業者(市含む)は、安全快適で安定したサービス等の提供に努める。</li> <li>■土地利用計画や関連法規(建築基準法等)を遵守し、住みやすい生活基盤づくりに取り組む。</li> <li>■地域にある自然景観や歴史的景観の保全に努める。</li> <li>■美しい街並み景観を構築するため、地域が一体となって取り組む。(地域地区の道路、公園等…各自治会単位)</li> <li>■住宅や商店街、事業所等においては、安心して暮らせるよう段差のない歩行者空間などバリアフリーに取り組む。</li> </ul>

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 中心市街地の活性化を図るためには、商店街(通り会)や関係団体等の意見を踏まえ、国、県等の施策の活用を図りながら取り組む必要がある。
- 景観法による景観形成(平成18年12月1日に景観行政団体となった。)
- 自然景観や歴史的景観の保全及び景観計画に基づく景観形成のための誘導や条例制定等により、市民一体となって取り組むことが重要である。
- 交通バリアフリー法やユニバーサルデザイン(\*身障者・高齢者のみならず健常者を含め全ての人が使いやすい施設)への対応
- 駅周辺や公共施設等においては、段差解消など誰でも利用しやすい環境整備が求められている。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- 市民や議会から市営住宅の駐車場の整備を求める要望がある。
- 各地域や議会から憩いの場として公園の整備を求める要望がある。
- 市民から秩序ある開発が行われていない、用途地域が適正に区分されていない等の意見がある。(市民意識調査)
- 市民から駅及び周辺のバリアフリーが取り組まれているとの意見がある。(市民意識調査)

5 施策の現状

① 平成24年度施策の取組方針	② 平成24年度施策の取組方針の達成状況

③ 平成24年度施策の目標値と実績値の比較

- 目標達成 ◎ 105%以上
- 目標をほぼ達成 ○ 95%~105%未満
- 目標を未達成 △ 95%未満

平成24年度成果指標			
	目標値	実績値	達成率
A			

④ 平成24年度施策の成果指標の達成状況及び要因

--

⑤基本事業の 目標達成度 (平成24年度目標と 実績との比較)	○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成			
①			⑤	
②			⑥	
③			⑦	
④			⑧	

**6 平成25年度の施策の取組方針** (昨年度マネジメントシートより)

- 「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の改善等に取り組む。
- 木之房団地の建替事業等の整備事業を引き続き推進し、良質で住みやすい住環境を確保する。
- 木造住宅の耐震化の促進及びアスベスト対策を実施し、空き家対策の効果的な実施に向けた検討を行う。
- 3地区で実施している土地区画整理事業については、事業の早期完成に努める。
- 安全で良質な水の安定供給ができるよう、水道施設の整備を計画的に推進する。
- 秩序ある市街地整備等の促進を図るために、都市計画区域の変更手続きや用途地域の見直しに向けた作業を行う。
- 地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていく。
- 中心市街地の活性化へ向け、商工会議所や通り会連合会等との協議を行い、その意向を尊重しながら、中心市街地活性化基本計画の策定も含め検討を進める。
- 「緑の基本計画」に基づき公園緑地の計画的な整備に努める。
- 既存の都市公園については、霧島市公園施設長寿命化計画の実施計画策定に向けた作業に取り組む。
- 公共施設については、新設時はもとより、改良時においてもバリアフリー化を引き続き行う。

**7 平成26年度に向けた施策の課題・方向性**

- 「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅助成制度を推進する。
- 良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業などを引き続き推進する。
- 上水道、簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるよう、計画的な施設の更新整備を行う。
- 「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行う。
- 「霧島市景観条例」や「霧島市景観計画」に基づき、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていく。
- 買い物客の利便性や回遊性の向上のため、中心市街地整備を行うほか、商工会議所や関係通り会等と協議を行い、中心市街地活性化に向けた具体的施策の検討を進め、推進していく。
- 「霧島市緑の基本計画」に基づき、公園・広場等の適正な整備を進める。

基本事業No.	1-1-1	基本事業名	住宅環境の整備	基本事業 主担当課	・建築住宅課 ・建築指導課 ・区画整理課
---------	-------	-------	---------	--------------	----------------------------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)

- 「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅助成制度を推進する。
- 良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業などを引き続き推進する。

※「住宅ストック」とは、既存住宅、あるいはある時点で存在しているすべての住宅のこと。

②対象	市民	③意図	ゆとりある住宅を確保できる
-----	----	-----	---------------

2 基本事業の指標等の推移

◎目標達成(105%以上)

○目標をほぼ達成(95%~105%未満)

△目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	ゆとりある住宅が確保できていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	43.0	75.0	74.0	73.0	72.0	71.0
				目標値	45.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
				実績値	76.5					
				達成率	170%					
				結果	◎					
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A 今後も年次的に住宅施策の推進を図り、また、今後「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき既存の住宅ストックの有効活用や、住環境を確保するための整備事業を推進し、さらに「住宅関連助成制度」等を講じることで、1.9%の増を見込む。

4 平成24年度基本事業の取組方針

5 平成24年度基本事業の取組方針の達成状況

--	--

6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

--

7 平成25年度基本事業の取組方針

8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性

「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用し、住宅助成制度を推進するとともに、空き家対策の効果的な実施に向けた検討を行う。また、良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業などを引き続き推進する。

■「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅助成制度を推進する。  
■良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業などを引き続き推進する。

基本事業No.	1-1-2	基本事業名	安全で良質な水の安定供給	基本事業 主担当課	(水道部) ・管理課 ・水道課
---------	-------	-------	--------------	--------------	-----------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)

上水道・簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるように、計画的な施設の整備を行う。

②対 象  
・市民  
・市内事業所

③意 図  
・安全で良質な水を安定して供給できる  
・おいしい水が確保できる

**2 基本事業の指標等の推移**

◎目標達成(105%以上)

○目標をほぼ達成(95%~105%未満)

△目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	おいしい水が飲めていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	62.0	80.0	79.0	79.0	78.0	78.0
				目標値	62.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
				実績値	77.0					
				達成率	124%					
				結果	◎					
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 施設の整備と給水区域の拡大を進めており、また、水源の水質の保全対策や水質管理を充実させながら現状維持とする。

**4 平成24年度基本事業の取組方針**

**5 平成24年度基本事業の取組方針の達成状況**

--	--

**6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

--

**7 平成25年度基本事業の取組方針**

**8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性**

安全で良質な水の安定供給ができるよう、水道施設の整備を計画的に推進する。

上水道、簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるように、計画的な施設の整備を行う。

--	--

基本事業No.	1-1-3	基本事業名	地域にあった土地利用の規制・誘導	基本事業 主担当課	・企画政策課 ・都市計画課 ・建築指導課
---------	-------	-------	------------------	--------------	----------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行う。

②対象	・市域 ・市民	③意図	適切な土地利用がなされる
-----	------------	-----	--------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	市街地において住居地域・商業地域・工業地域がうまく区分されていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	15.0	52.0	50.0	48.0	46.0	44.0
				目標値	23.0	52.0	52.0	52.0	55.0	55.0
				実績値	55.3					
				達成率	240%					
				結果	◎					
B	地域にあわせた土地利用がなされ、秩序ある開発が行われていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	19.0	40.0	39.0	38.0	37.0	36.0
				目標値	22.0	40.0	40.0	40.0	45.0	45.0
				実績値	38.8					
				達成率	176%					
				結果	◎					
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A、B 市域全域の地域特性に合わせたゾーニングによる土地利用の誘導や、「霧島市都市計画マスタープラン」に基づく都市計画区域や用途地域の見直しにより、規制や誘導を図る。  
また、併せて市民と協働でのルール作りを進めることで、平成28年度以降は市民の満足度が高まると予想する。

**4 平成24年度基本事業の取組方針** | **5 平成24年度基本事業の取組方針の達成状況**

--	--

**6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

--

**7 平成25年度基本事業の取組方針** | **8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性**

秩序ある市街地整備等の促進を図るために、都市計画区域の変更手続きや用途地域の見直しに向けた作業を行う。	「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行う。
-----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

基本事業No.	1-1-4	基本事業名	景観の保全と整備	基本事業 主担当課	都市計画課
---------	-------	-------	----------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

「霧島市景観条例」や「霧島市景観計画」に基づき、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていく。

②対象	・市域 ・市民	③意図	・歴史的な景観や自然景観が守られる ・地域にあった景観が創られる
-----	------------	-----	-------------------------------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	歴史的な景観や自然景観が守られていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	42.0	72.0	71.0	71.0	70.0	70.0
				目標値	52.0	72.0	72.0	72.0	73.0	74.0
				実績値	71.7					
				達成率	138%					
				結果	◎					
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 今後も、保全意識の高さや景観を維持することを基本に目標を設定した。  
また、今後、「霧島市景観計画」や「霧島市景観条例」等による景観形成を図る。

**4 平成24年度基本事業の取組方針**      **5 平成24年度基本事業の取組方針の達成状況**

--	--

**6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

--

**7 平成25年度基本事業の取組方針**      **8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性**

「霧島市景観計画」や「霧島市景観条例」に基づき、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進める。	「霧島市景観条例」や「霧島市景観計画」に基づき、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進める。
------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

基本事業No.	1-1-5	基本事業名	中心市街地の活性化	基本事業 主担当課	・商工振興課 ・都市計画課
---------	-------	-------	-----------	--------------	------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

買い物客の回遊性向上のため、中心市街地整備を行うほか、街なか居住を促進するための取組や少子高齢化に対応した関連施策と連携したまちづくりを進める。

②対象	・市民 ・中心市街地	③意図	・買い物がしやすくなる ・活性化する(賑わう)
-----	---------------	-----	----------------------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	国分・隼人の市街地が活性化している(買い物のしやすさ、回遊性)と考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	29.0	67.0	66.0	65.0	64.0	63.0
				目標値	43.0	67.0	67.0	67.0	68.0	69.0
				実績値	68.8					
				達成率	160%					
				結果	◎					
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 大店法の改正により郊外型の大型店舗の立地が規制された(平成19年11月30日施行)ため、これ以上の大規模店の郊外進出がなくなるとすれば、買い物客の郊外への流失はある程度歯止めはかかるものと思われるが、中心市街地の商店街の現状が変わらない限り、大幅な改善には至らないと考える。今後、本市の中心市街地の在り方について検討するとともに、中心市街地活性化基本計画等の見直しによる、活性化策の展望が望まれる。目標設定については、計画策定をしたとしても、すぐには変化は現れにくいいため、後期基本計画期間内においては微増にとどめる。

**4 平成24年度基本事業の取組方針**      **5 平成24年度基本事業の取組方針の達成状況**

--	--

**6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

--

**7 平成25年度基本事業の取組方針**      **8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性**

買い物客の回遊性向上や、街なか居住を促進するなど、中心市街地の活性化へ向け、商工会議所や通り会連合会等との協議を行い、その意向を尊重しながら、中心市街地活性化基本計画の策定も含め検討を進める。	買い物客の利便性や回遊性の向上のため、中心市街地整備を行うほか、商工会議所や関係通り会等と協議を行い、中心市街地活性化に向けた具体的施策の検討を進め、推進する。
--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------



基本事業No.	1-1-6	基本事業名	公園・広場等の整備	基本事業 主担当課	・都市計画課 ・建設施設管理課 ・区画整理課
---------	-------	-------	-----------	--------------	------------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

「霧島市緑の基本計画」に基づき、公園・広場等の適正な整備を進める。

②対 象

市民

③意 図

憩いと交流の場が確保される

**2 基本事業の指標等の推移**

◎目標達成(105%以上)

○目標をほぼ達成(95%~105%未満)

△目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値 区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	身近な地域で公園・広場が整備されていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	52.0	63.5	63.5	63.5	63.5	63.5
				目標値	52.0	64.0	64.0	64.0	65.0	65.0
				実績値	65.3					
				達成率	126%					
				結果	◎					
B	市民一人あたりの公園面積	㎡	公園・広場の整備実態	成り行き値	10.0	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
				目標値	10.0	9.0	9.0	9.1	9.1	9.2
				実績値	10.26					
				達成率	103%					
				結果	○					
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A、B 今後は、その地域にあったバランスの取れた公園整備が必要であり、「霧島市緑の基本計画」により進めていく。

**4 平成24年度基本事業の取組方針**

**5 平成24年度基本事業の取組方針の達成状況**

--	--

**6 平成24年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

--

**7 平成25年度基本事業の取組方針**

**8 平成26年度に向けた基本事業の課題・方向性**

「霧島市緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全並びに緑化の推進に関する施策を計画的に実施する。  
既存都市公園の施設の老朽化対策として、霧島市公園施設長寿命化計画を作成する。

「霧島市緑の基本計画」に基づき、公園・広場等の適正な整備を進める。  
霧島市公園施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化対策を計画的に進める。

--	--